

女性活躍推進法に基づく行動計画

男女ともにキャリアアップを促進し、長期的に勤務できる職場環境を作るため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和5年12月1日～令和8年5月31日

2. 目標と取組内容・実施時期

目標1

一般職（入社5年以上）のキャリアアップに向けた研修の受講率を男女ともに60%以上とする。

〈取組内容〉

- 令和5年 12月～ 研修プログラムの検討
- 令和7年 5月～ 研修プログラム、スケジュールの策定
- 令和7年 10月～ キャリアアップ研修の実施

目標2

従業員全体の残業時間を月平均5時間以内とする。

〈取組内容〉

- 令和6年 4月～残業時間の抑制について社内イントラネット等で社員への周知を行う
- 令和6年 4月～残業が発生する原因の分析等を行う
- 令和6年 6月～業務における問題点に対する対策をたて解決に向けた取り組みを行う